「国立駅南口子育て支援施設基本設計・実施設計業務委託プロポーザル」

受託コンソーシアム協定書

（目的）

第１条　本協定は、コンソーシアム(グループ)を設立し、国立駅南口子育て支援施設基本設計・実施設計業務委託プロポーザルに参加し、基本設計及び実施設計業務において優れた成果を達成することを目的とする。

（成立の時期および解散の時期）

第２条　コンソーシアムは、令和○○年○○月○○日に成立し、本事業契約の業務完了後６ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、コンソーシアムは、本事業を受託することができないことが確定した日に解散する。

（構成員の住所および名称）

第３条　本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

1（所在地）

（法人名・代表者名）

2（所在地）

（法人名・代表者名）

3（所在地）

（法人名・代表者名）

4（所在地）

（法人名・代表者名）

(※構成員欄は、必要に応じて適宜追加すること）

（代表事業者）

第４条　本コンソーシアムの代表事業者は、○○○○とする。

（代表事業者の責務）

第５条　本コンソーシアムの代表事業者は、各構成員を取りまとめ、本プロポーザルにかかる一切の責任を負うとともに、本業務の遂行およびそれに伴う本コンソーシアムが負担する責務の履行に関し、一切の責任を負うものとする。

（代表事業者の権限）

第６条　本コンソーシアムの代表事業者は、以下の権限を有するものとする。

１ 本プロポーザルの参加申込に関する事項

２ 支払金の請求および受領

３ その他応募および契約手続きに関する事項

（運営委員会）

第７条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営に当たるものとする。

（業務の役割分担）

第８条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○○○業務（構成員名）

○○○○○業務（構成員名）

○○○○○業務（構成員名）

○○○○○業務（構成員名）

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第９条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は脱退した場合においては、市の承認を得て、新たな構成員を本コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は脱退した構成員の分担業務を完了する。

令和○○年○○月○○日

代表者（所在地）

（法人名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　㊞

構成員（所在地）

（法人名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　㊞

構成員（所在地）

（法人名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　㊞

構成員（所在地）

（法人名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　㊞